平成２３年（フ）第７３号
神奈川県横須賀市久里浜４丁目12番２―403号
債務者　相原はるみ
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５２３号
沖縄県南城市玉城字志堅原123番地１　コーポ優101号
債務者　中村　直行
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７６号
山口県周南市川手２丁目10番12―105号
債務者　山根　康則
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第８４８号
熊本市江津２丁目10番２－２号
債務者　松永**荻**美子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１９８号
山口県防府市八王子１丁目17番26号　酒井ビル301
債務者　室積　良治
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
山口県防府市八王子１丁目17番26号　酒井ビル301
債務者　室積美恵子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
静岡県湖西市新居町中之郷457番地の６
債務者　疋田　　亘
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
栃木県小山市喜沢660　介護老人保険施設思川ケアステージ内、住民票上の住所栃木県小山市大字出井1859番地13
債務者　成年被後見人　小川　梅子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４号
栃木県栃木市藤岡町藤岡215番地４
債務者　五百部　隆
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第７４０号
岡山市北区奥田西町15番７号　レオパレス奥田第１　204号
債務者　小川美佐江
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４９号
岡山市北区白石東新町15番地113
債務者　亀井　通子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６８号
岡山県赤磐市桜が丘西５丁目４－７、住民票上の住所岡山県倉敷市南畝７丁目６番23号　アドホックＢ―102
債務者　白井　規之
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７５号
岡山市東区久々井1640番地３
債務者　中山真友子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１５号
岡山市北区富田町１丁目９番17号315
債務者　多田　　誠（旧姓深野）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２７号
岡山市北区野田５丁目８番８号　ソフィアＯＳＫ1006
債務者　上田　友哉
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
岡山市南区福富中２丁目６番９号
債務者　光畑　行治
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部